

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年11月11日(水)

開会 9時30分

閉会 12時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、竹下讓委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 丹保健一委員(大学用務)

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也 予算経理室主査 杉田直樹

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 花岡みどり 人材政策室主査 伊藤光司

人材政策室主事 池中亮二

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 谷岡徳夫 福利・給与室主査 西川まゆみ

学校教育分野

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室指導主事 伊達隆

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第36号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第37号 平成22年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第38号 訴えの提起(和解を含む。)について	原案可決
議案第39号 条例改正案について(その1)	原案可決
議案第40号 条例改正案について(その2)	原案可決
議案第41号 条例改正案について(その3)	原案可決
議案第42号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について	原案可決
議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第44号 平成21年度三重県一般会計補正予算(第10号)について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成22年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について
報告2 平成22年度三重県職員(船舶通信士・航海士)採用選考試験の実施について
報告3 平成22年度三重県立学校現業職員採用選考試験の実施について

7 審議の概要

・開会宣告

牛場委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員 5 名のうち、4 名の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 21 年 10 月 22 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下議委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号が意思形成過程のため、報告 1、報告 2、報告 3 が実施要項発表前のため非公開にて、議案第 36 号が人事案件のため秘密会にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 37 号を審議した後、非公開の議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号を審議し、報告 1、報告 2、報告 3 を報告した後、秘密会の議案第 36 号を審議することを確認する。

・審議内容

議案第 37 号 平成 22 年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（人材政策室長説明）

平成 22 年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 11 月 11 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが平成 22 年度の基本方針の本体でございます。方針そのものを読ませていただきます。

三重県教育振興ビジョンの基本目標である「豊かな心を育む人づくり」「個性と創造性を育む人づくり」「意欲と活力を育む人づくり」を、県内すべての学校において推進することにより教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を確保しなければならない。

各学校においては、学校経営品質の取組により、継続的な改善を進め、特色ある学校づくりを一層推進する必要がある。このため、教職員一人ひとりが能力、意欲等を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の視点に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。

2 校長の意見を尊重する。

3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

こういうものでございます。

2 ページ以降は、県立学校と小中学校、それぞれもう少し詳しい内容の要領でございます。

少し教職員の人事異動について概要を説明させていただきますと、ここでお決めいただいたこの基本方針については、市町教育委員会を通じて、小中学校、それから県立学校に配付します。これが 11 月の後半になります。そして、12 月の初旬に各学校長に対しまして、希望調書というものを配付いたします。校長はそれを職員に配付し集約します。希望調書は、職員に来年度、自分はどういう学校で、どういうことをしたいのかということを書かせるものでございます。校長は職員が書いた希望調書に基づいて、それぞれの職員と将来も含めた人事に関する内容についてヒアリングをいたします。それは、本人の希望もありますし、生活条件のこともあります。そういうようなことについて校長が聞き取りをしたうえで、年が明けて 1 月の上旬に、その希望調書をこちらに持ってきていただきます。小中学校の場合は、市町教育委員会で、そのことをするというのでございます。県立学校を例にとると、それを持ってきていただいたうえで、人材政策室としては、教科や専門など、色々なものがございまして、そういう教科別、専門別にどういう希望があるのかということを集計していくという作業を 1 月の当初からスタートさせます。それと同時

に、校長先生を呼び、1人に対し2、3時間程度ですが、それぞれの職員の内容について、直接、人事担当者が聞き取るということをして、すべての校長に対して行っております。それが終わるのが1月の中旬頃でございます。その情報をすべてを集約して異動業務に入っていくこととなります。異動業務は各教科別にしなければなりませんので、非常に複雑な業務をしていくこととなります。それを2月の中旬ぐらいまでで一旦終えまして、そこでもう1回校長と話し合いをします。これは来年度の学校の組織をどうするかというようなことも含めての議論となります。その後、最終的に微調整をして、3月の上旬には校長を通じて職員に来年度の内示をします。こういう手順で毎年の異動業務が進められているということでございます。

小中学校の場合は、基本的に市町教育委員会が管内の異動業務を行います。そこで調整ができない部分を、地域調整人事担当が行います。その地域の中でも調整できない部分は、県全体の広域人事という形で調整します。これが異動の概要です。

それから、この基本方針本体でございますが、これにつきましては、一昨年度、教育委員会で色々と議論をいただきました。一昨年度までの人事異動基本方針は、3番までではなくて、4番までございました。教職員の異動を積極的に推進し、本県教育の振興を図るという文言が、1番目に上がっていました。2番、3番、4番は、今の1番、2番、3番です。この場で議論になりましたのは、教職員の異動を積極的に推進して、本県教育の振興を図るということは、前段に入るような内容ではないのかという議論がございまして、昨年度の基本方針から、この1番目の文言を前文の中に取り込んだ形に整理させていただきました。そういう意味では、文言整理をして、すっきりし昨年度の人事異動に臨みました。今年はこれをそのままの形で実施していきたいという趣旨の提案でございます。小中学校と県立学校、それぞれの要領につきましては説明を省略させていただきますが、このような形で実施したいと思っております。よろしくお願いいたします。

【質疑】

竹下委員

昨年場合には、教育振興ビジョンが続いているということが大前提になっています。今はこれを更新中ですよ。新しい教育振興ビジョンはいつ策定するのですか。

副教育長

平成22年度中にまとめるということになっています。

竹下委員

まとめるわけですよ。これは平成22年度の基本方針ですよ。平成22年度中に教育振興ビジョンがガラリと変わる可能性があるわけですよ。となってくると、この前文は少しおかしいですよ。

人材政策室長

この平成22年度の教職員の人事異動基本方針は、平成21年度末に異動させるための基本方針でございます。当然、現行の教育振興ビジョンは生きております。それに基づいたこの基本方針ということで、私はこのままでいいのかなと思っております。

ただ、教育振興ビジョンの新しいものができたときには、当然、それに合わせて変更する必要があると思っております。

竹下委員

しかし、今、更新中ですからガラリと変わるかもしれない。策定に携わる人たちの意見次第ですから。その人たちがどうまとめるか次第ですからね。現行の教育振興ビジョンの最後の年にはなりますが、異動ということでは続くわけであり、一旦、配置したときに、この方針がその人たちに関しては、ある程度続きます。むしろ、前文は止めてしまえばいいと思っております。これは抽象的な概念です。重要なのは、下の1、2、3、のほうでして、それが具体的な中身です。こういう前文は今回付けずに、いわば暫定的にどうか、新しい教育振興ビジョンのことを考えながら、いいと思うことを今の段階でやっていく。そのときには、現行の教育振興ビジョンを、もちろん念頭に置いてですが、それはあまり表現しないほうがいいのではないかと私は思うのですが。

副教育長

教育振興ビジョンの計画年度の話ですが、平成22年度末までが計画年度ということで、次期の教育振興ビジョンは、平成23年度からのスタートでございます。今、改定作業をしていますが、この3つの基本目標項目について、県内すべての学校において推進し、県民の公教育に対する信頼を確保するということは、教育振興ビジョンがどのような形になろうとも、大きく変わらない普遍のものです。普遍のものと流行のものがありますが、県民の公教育に対する信頼確保というのは、普遍のものではないかと思っております。改定作業中から、この文言は飾りだということではなく、この理念は残しておいてほしいと思っております。平成22年度末になってこれを出すと、センスを疑われるかもしれませんが、改定作業とは言いながら、この

3行目から4行目のこの理念については、何とかお認めいただきたいなと思います。

竹下委員

これは大前提だから変えないというのは、事務局が主導で作ろうということがあるからです。そういう意味では、副教育長がそういう意見を言うのは当然だと思うのですが、今は、県民の意見を聞いて、そして、新しい委員の方たちで検討して、新しい教育振興ビジョンを作るということになっているわけですから、そちらのほうを重視しなければなりません。今、我々はその暫定的な段階でこういう理念を考えていると、そういうことが重要なのだということを書くのはいいと思いますよ。だから、本年度はこれでやっていきますと。次の年からは新しい教育振興ビジョンに沿ってやっていきますが、今は我々が理念と考えるものでやっていくと。そんなことは書く必要ないと思いますが、わざわざ、三重県教育振興ビジョンの基本目標を掲げてというのは、私はおかしいと思いますけどね。

それから、ついでに言っておきますと、この前の伊賀市で行われた地域別懇談会から県民の意見を聞く教育振興ビジョンづくりが始まっていますが、伊賀市では、委員の方が2人くらいしか来ていなかったということを知りました。県民の意見を聞くというのは、本当は間違いですよ。委員が主催をするべきです。委員が県民の意見を聞いて、委員の人たちが新しい教育振興ビジョンを作り上げていくということが趣旨だと思います。少なくとも私はそういう形で委託したつもりです。

県民の声を聞くということで、委員の方たちが主催をしなくてはならない。委員の内、少なくとも過半数くらいは出席をして、委員の方々が意見を聞く。委員の方たちがその理解のもとにまとめていくということをしていないといけないのですが、どうもそういうようなことは事務局の念頭になかったようですから、日程も全部変える必要があるのではないかと思います。委員の方々が過半数出席できるということを前提に日程を考え、県民の方に来てもらうというような形にしないと意味がないと思いますよ。2人や3人の委員が来て話を聞くということでは何も聞かずに自分たちが作るということになりませんか。それから、委員の人たち自身、自らで作るという意欲がないような気がしています。自らの立場だけで意見を言いたいということ、この前の最初の会合で言っていました。その辺のことも考えると、この教育振興ビジョンの位置づけ方、認識の仕方が違うように思います。やはり教育振興ビジョンというものは憲法ですよ。三重県の教育の目標である基本計画をつくるということは、憲法をつくるということなのですから。その憲法をもとにして、その実現を図っていくということなのですから。今までの憲法はまだ有効ですから、それはそれで守ってもいいのですが、改定中にそれを肯定して行うというのは、大いに疑問だと思います。だから、少なくともこれは外したほうがいい。

副教育長

教育振興ビジョンは平成22年度末までを計画期間としているということですから、当然、平成22年度の教職員の学校の経営体系を決めていく根本である平成21年度末の人事異動方針は、これに則ってやるべきだと思います。次期の教育振興ビジョンについては、まだ策定作業中であり、平成23年度に変わるからということ、これを前提にすることは1年早いと思います。したがって、ここに現行の三重県教育振興ビジョンの基本目標の三本柱を書くことはおかしくないと思っています。

竹下委員

それは、あまりにもお役人解釈ではないですか。

副教育長

いや、有効性を考えているのです。

竹下委員

県民の側から考えると、今は新しいものを作ろうとしている。実際に組織を作って着手しているということになっています。それにもかかわらず、古いものを、ここまでは有効だからこの中でやりますというのはおかしい。もう少し臨機応変に考えて変えていかなければいけないのではないですか。

憲法と言いましたが、この教育の憲法を変えるというならば、まず、変える必要があるのかどうかというところから検討する必要があります。期限が決まっているから変えるということでしたが、期限が来ても、それを延長するかどうかを考えればいいことだと思います。それにもかかわらず、我々はそれを変えるということ、これを前提として委員を選定し、委員会を発足させて、今、作業に取りかかっているわけですよ。それならば、どう変わるかということが見当つかないわけですから、その記述はおかしいですよ。1年後に変わることがはっきりしているにもかかわらず、それを無視して、今の規則はこうだ、今の憲法はこうだから、それに基いてやっていきますというのは、普通の県民の感覚からいけばおかしいと思います。

教育支援分野総括室長

そうすると、県として、来年度はどういうことを目標として教育を進めていくのかという基がなくなると思います。今、教育振興ビジョンを検討しているからこんなことを考えていますということ、これを前提に、来年度、教育を振興するのかということ、それこそ責任がないと思います。この教育振興ビジョンは、平成22年度末までこのように行いますということ、これを議論して決めたものであり、基本的にはそれに基いて行うとい

うことが責務ではないかと思っています。

竹下委員

今と正反対のビジョンが出てきたらどうするのですか。

教育支援分野総括室長

それはそのときの議論だと思います。

竹下委員

柔軟に対応できる人事をすればいいわけですよ。中身は同じでいいのですよ。人事異動方針、人事異動実施要領に基づいて行うのは当たり前のことです。しかし、わざわざこの頭書きを付けるということが問題で、これは必要ない。単に我々はこういう方針で人事異動を行ないますということでもいいのではないですか。今、改定中の教育振興ビジョンを大前提に持ち出してくるというのは、やはりおかしいですね。

副教育長

改定作業が進んでいても、これは平成 22 年度までの計画です。改定中でも、現行の教育振興ビジョンは生きており、十分到達してない目標のものもあるわけですので、当然、現行のビジョンを踏襲する部分もあると思います。変えていく部分もあると思いますが、それは、今後の改定作業を見守らなければなりません。有効性から考えると、現行の教育振興ビジョンに触れられないことになってしまうところなどに弊害が出てくるのではないかと思います。例えば教育振興ビジョン第四次推進計画に対する県政報告書というものがございまして、その推進計画の報告書は、もう作る必要がないのではないかとか、もう教育委員会に報告しなくてもいいのではないかとか。しかし、検証のために報告する必要がありますし、次期の教育振興ビジョンにつなげていきたいという思いも当然あります。改定作業中だから基本目標が揺らぐというものではないと基本的には考えております。

竹下委員

変わる可能性があるわけですよ。今度は改定ではなく、変えるわけですよ。新しいビジョンをつくろうということですよ。ひょっとすると、延長そのものかも分かりませんが、新しく変えようとしているわけですから、古いものを大前提に持ち出す必要はないと思います。

副教育長

古いと言われることが少し分からないのですが。

竹下委員

1 年後に古くなるということがはっきりしています。

副教育長

平成 22 年度は少なくとも生きています。

竹下委員

平成 22 年度といたら来年度ですよ。

副教育長

はい。来年度は生きています。

竹下委員

来年度が終わったら、そこで切れるわけですよ。新しいものになるわけですよ。1 年はすぐに終わります。計画の策定については作業中ですが、教育というものはずっと続きます。

委員長

元気とか豊かな心というのは、その表現の仕方が変わるだけで、ほとんど変わらないと思います。今、行っていることがマイナスであるものや、改善の余地があるものについては変えなければなりません。基本となるものはそんなに大きく変わらないと思います。その基本目標を掲げないと作業し難いということであればこの形でどうでしょうか。

竹下委員

しかし、これを出す必要がありますか。この振興ビジョンの基本目標ということの大々的に掲げる必要はないと私は思います。それから、変わるはずがないというのは我々の判断です。策定委員会の意見を尊重するというのであれば、どうなるか分かりません。全然違う発想になってくるかもしれません。それは我々の常識であって、一般に通用するかどうかは分からない。ましてや県民の意見を聞くということですから。「三重県教育振興ビジョンの基本目標」という固有名詞を外せということだけですよ。

社会教育・スポーツ分野総括室長

学校や市町教育委員会は、現行の三重県教育振興ビジョンに基づいて動いていると思います。そういう意味では、現場の先生から見れば、ここに書いてある目標につながっている個別具体的な事業が、教育振興ビジョンという言葉の中に全部入っていることになりまして、それを着実に実行するという意味では、人事の基本方針の中にも、教育振興ビジョンという言葉が入っているほうがいいと思います。

竹下委員

実質的に行うのはそれでいいと思いますよ。しかし、こういう形でこれを公表するわけですよ。

社会教育・スポーツ分野総括室長

公表することが大事だと思います。

竹下委員

公表する際に、なぜ教育振興ビジョンという名称をここに掲げる必要があるのかということです。人事異動基本方針なので、その基本方針だけを掲げればいいわけですよ。教育振興ビジョンに基づいて行うことは当然ということで、隠しておいてもいいわけですよ。当然のことなので、もう少し柔軟に考えてほしいということです。ましてや、今は中央政権が代わり、色々なことを抜本的に変えようとしています。教育の中身も変えようとしています。国が動いているときに、この教育振興ビジョンにこだわる必要は全くないと思います。我々は平成 22 年度の教職員の人事異動の基本方針はこうですよということを掲げるだけでいいわけですよ。

教育長

教育振興ビジョンは 12 年間の長期的なプランニングです。それを具体的に動かしていくために、その下に推進計画を策定し、それに則って教育行政全体が動いていくような仕組みになっています。今の県政全体もそういう形で動いております。例えば、県の長期計画にも「しあわせプラン」があります。これについても、年次の県政を動かしていく基本方針があります。次年度の基本方針が出て、それに則った形で予算の調整方針が出て、それに従う形で組織及び定数についての方針がでます。それを効率的に動かしていく仕組みということで、「しあわせプラン」最終年度にあたっての組織及び人事はこのように進めていきますという方針を、今回の議会でも提出、提案しています。教育行政についても、教育振興ビジョンという大きな長期計画があり、その下に実際に進めていく推進計画があります。それに則った形で、県全体のいろんな計画にも、ある程度合わせながら、教育委員会としての来年度の事業についても、今、編成作業を進めております。そういう中で、人事異動についても、その方針に従うような形で進めていきたいと考えています。

例えば来年度に同じようなことがあれば問題があると思いますが、来年度に向かっては、現行の計画をいかに着実に進めていくかだと思います。組織人事体制を進めていく方針ということで、その部分については、そういう表現をしていくほうが適切ではないかなと思います。

竹下委員

事務の推進の仕方については、当然のことだと思いますよ。それは分かっています。そのときにわざわざそれを表明する必要はないのではないかとということです。誤解を招くような表現は要らない。上から 4 行を削ってしまえばいいのではないかとということです。学校経営品質の取組として行う。今回の人事異動の基本方針はこうだということです。重要なのはこの下の 5 行ですよ。上の 4 行は単なるスローガンでもあるわけです。もちろん、抽象的な目標ですが、その目標を変えようとしています。具体的な中身と連結しているのは下の 5 行です。上は単なる枕詞です。その枕詞をわざわざ入れる必要はないと思います。これは誤解を招きますよ。この教育振興ビジョンが、これからずっと続くというのならばともかく、もう期限が来るわけですから。上 4 行を外したら、業務を遂行し難いのですか。

教育長

基本的には、体系立てて事業を進めていく中で、テーマは来年度の予算であっても、実際に行う組織定数であっても、何に基づいて行うのかを最初に表明する必要があると思います。それに基づいた実施計画を進めていくための組織、人事異動だということを、やはり頭に掲げる必要はあるのかなと思います。

竹下委員

それは、当たり前のことなので、外してもいいということにはならないのですか。

教育長

県が出す色々なものには、何に基づいてこれを行うということを、基本的には記載してあります。

竹下委員

今の段階では誤解を招くことはあっても、プラスの働きはしないと思います。教育委員会としては、これを前提として行うことは当然のことなので、それをわざわざ表明する必要は何もないと思います。

県民の側から言えば、今、改定中なのに、何でこれにこだわっているのだろうということになると思います。私が県民ならそう思いますけどね。

教育長

逆に、教育振興ビジョンの最終年度の仕上げということで、やはり表明していきたい。県の長期計画「県民しあわせプラン」についても、最終年度というのは常々強調されているところです。最終年度であると強調してもいいのかなという気もします。

竹下委員

それならば、それを表明するべきです。最終年度としてこういう人事をしたいということ。

教育長

最終年度であるということをご中に表示するということで、話をさせていただいたらどうですか。
竹下委員
後は委員長に任せます。
委員長
そのように修正していただければよろしいでしょうか。それでは、先に次の議案第 43 号をお願いします。

議案第 43 号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 44 号 平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 38 号 訴えの提起（和解を含む。）について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 39 号 条例改正案について（その 1）（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 40 号 条例改正案について（その 2）（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 41 号 条例改正案について（その 3）（非公開）

特別支援教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 42 号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について（非公開）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告 1 平成 22 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告 2 平成 22 年度三重県職員（船舶通信士・航海士）採用選考試験の実施について（非公開）

報告 3 平成 22 年度三重県立学校現業職員採用選考試験の実施について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が報告 2、報告 3 を了承する。

議案第 36 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

副教育長

先ほどの人事異動基本方針について、意見を踏まえて再検討しましたので、人材政策室長から説明させていただきます。

人材政策室長

先ほどの議論を受けまして、このように変えてはどうかという案です。

三重県教育振興ビジョンの最終年度にあたり、その基本目標である「豊かな心を育む人づくり」「個性と創造性を育む人づくり」「意欲と活力を育む人づくり」を、県内すべての学校において着実に推進することにより、教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を確保しなければならない。こういう文言に変えたいと思いますが。

竹下委員

はい、結構です。

【採決】

- 全委員が承認し、議案第 37 号を修正案どおり可決する。 -